

THE



家の
財の
保険

個人用火災総合保険

リースブル
LIBRセーフティ補償



東急住宅リース

賃貸ライフに「安心」「便利」な制度、

LIBRセーフティ補償の概要

『LIBRセーフティ補償』とは

『LIBRセーフティ補償』は賃貸物件にご入居される皆さまが安心して生活いただくためのサービスです。日々の暮らしの中で生じるさまざまなリスクに備えて、東急住宅リースが推奨する最低限度の補償を幅広く提供いたします。

なお、本制度を円滑に運営するために、東急住宅リース(株)を保険契約者、入居者様を被保険者とする家財保険(個人用火災総合保険(賃貸住宅内収容家財))の総括契約を締結しています。



おすすめポイント その1

加入料(保険料相当額)は月額制。
毎月の家賃と合わせてご請求しますので、お支払漏れがなく便利です。

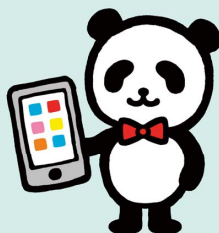


© JAPAN-DA



おすすめポイント その2

WEBで簡単お手続き。
加入手続きに時間はかかりません。



おすすめポイント その3

自然災害をはじめワイドな補償を提供します。

火災	落雷	破裂・爆発	風災、 ^{ひょう} 雹災、 ^{ゆき} 雪災	水災
建物外部からの物体の落下・飛来・衝突など	漏水などによる ^ぬ 水濡れ	^{じょう} 騒擾・集団行動等に伴う暴力行為	盗難による盗取・損傷・汚損	不測かつ突発的な事故(破損・汚損など)

『LIBR セーフティ補償』をお届けします。

ご加入者・ 被保険者(補償を受けられる方)

ご加入者：東急住宅リースが管理する物件の借主さま
被保険者：東急住宅リースが管理する物件の入居者さま

加入料(保険料相当額)に ついて

月払となります。(金額は加入手続き用のWEBサイト、加入申込書等に記載のとおり)
毎月の家賃と一緒に支払いただきます。

ご加入方法

インターネットによるWEB申込みで、簡単にご加入いただけます。



スマホ・PC
とも対応!

*お手続きの流れは13ページをご覧ください。

保険責任期間

4年間

保険金額

加入手続き用のWEBサイト、加入申込書等に記載のとおり

注意事項

- ご加入は当社が賃貸又は管理する物件のうち、当社が指定する物件のご入居者様に限ります。
- 加入料(保険料相当額)は利用の開始日または終了日が月の途中であった場合でも1か月分の加入料を頂戴します。
- 賃貸借契約を解約した場合 または 賃貸借契約が解約された場合や東急住宅リースが対象物件の賃貸または管理する地位を喪失した場合、LIBR セーフティ補償のご利用は終了します。
- 地震保険のセットおよびプランの変更は出来ません。

目次

- 3**『LIBR セーフティ補償』の補償内容について
- 5** 個人用火災総合保険 重要事項等説明書
- 12** LIBR セーフティ補償 規約
- 13** インターネット契約の手引き
- 裏表紙** 万一事故にあわれたら
(事故発生時のご連絡について)

『LIBRセーフティ補償』の補償内容について

- ー賃貸住宅にお住まいのみなさまの家財を、
自然災害による災害や火災、盗難、水濡れ、破損・汚損等による損害までワイドに補償します。
- ー火災等の事故時の大家さんへの賠償責任や、日常生活で生じる様々な損害賠償責任も補償します。

「損害保険金」補償内容(家財の補償)

賃貸住宅に収容される家財が下記の事故によって損害を受けた場合に保険金をお支払いします。

火災 失火やもらい火などによる火災の損害を補償します。  落雷 落雷による損害を補償します。  破裂・爆発 ガス漏れなどによる破裂・爆発などの損害を補償します。 	風災、雹災、雪災  台風、旋風、竜巻、暴風等の風災、雹災または豪雪、雪崩等の雪災による損害を補償します。 雨などの吹込みによって生じた損害につきましては、建物の外壁、屋根、開口部等の外側の部分が風災などの事故によって直接破損した場合にかぎります。	水災  台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等の水災(床上浸水等)の損害を補償します。	建物外部からの物体の落下・飛来・衝突など 自動車飛び込みなどによる損害を補償します。  漏水などによる水濡れ 給排水設備の事故や他人の戸室で生じた事故に伴う漏水などによる水濡れ損害を補償します。  給排水設備自体に生じた損害を除きます。 騒擾・集団行動等に伴う暴力行為 集団行動等に伴う暴力・破壊行為による損害を補償します。  盗難による盗取・損傷・汚損 盗難による盗取や損傷・汚損などの損害を補償します。 	不測かつ突発的な事故(破損・汚損など)  物を運んでいるときに誤って家財道具を破損させてしまった場合などの偶然な事故による損害を補償します。	自己負担額 ⚠️ ご注意 自己負担額0円を選択した場合でも不測かつ突発的な事故(破損・汚損など)の自己負担額は1万円となります。
○	○	○	○	○	0円 上記 ⚠️ 参照

POINT①

家財は再調達価額でお支払いします！

事故の際は修理費用または再購入費用を保険金額の範囲内でお支払いします。ただし、事故の種類によって、自己負担が発生する場合があります。

POINT②

同居人の方の家財も補償します！



ご本人やそのご家族の方の家財はもちろん、たとえばルームシェアをしている同居人^(注)の方の家財も1つの契約であわせて補償します。

(注) 加入者証等に記載の被保険者と同居する方をいい、賃貸借契約上の借主または同居人の方にかぎります。

POINT③

復旧に付随して発生する費用もしっかり補償！

復旧費用だけでなく、復旧に付随して発生する費用もまとめて損害保険金としてお支払いします。

事故が起きると復旧費用だけでなく、その他諸費用が発生します。

THE 家財の保険では復旧に付随して発生する下記の費用を損害保険金としてまとめてお支払いします。

復旧に付随して発生する費用とは

損害範囲確定費用・仮修理費用・残存物取片づけ費用・原因調査費用・試運転費用貸借費用・仮設物設置費用・残業勤務などの費用

例えば

残存物取片づけ費用



スクラップを搬出

原因調査費用



損害の原因を調査

お支払いする損害保険金

損害の額から自己負担額を差し引いた額をお支払いします。

$$\text{損害の額} - \text{自己負担額} = \text{損害保険金}$$

(保険金額の2倍(復旧費用は保険金額)を限度)

※損害の額には、保険の対象を事故発生直前の状態に復旧するために必要な費用(復旧費用)のほか、復旧に付随して発生する費用を含みます。

詳しくはP.7へ

賠償責任補償など



借家人賠償責任補償

偶然な事故により、大家さんに対し法律上の損害賠償責任を負担した場合に借家人賠償保険金をお支払いします。



個人賠償責任特約

日常生活において、お客さまご自身またはご家族の方が他人にケガを負わせたり他人の物を壊したりした結果、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。



修理費用補償

偶然な事故により、賃貸借契約に基づく緊急的な修理費用を負担した場合に修理費用保険金をお支払いします。(自己負担額:3千円)

費用補償



臨時費用保険金

損害保険金にプラスして損害保険金の10%(100万円または保険金額×10%のいずれか低い額限度)をお支払いします。



地震火災費用保険金

地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災で保険の対象である家財を収容する建物が半焼以上、または保険の対象である家財が全焼した場合は、保険金額の5%をお支払いします。



損害防止費用

火災、落雷、破裂または爆発による損害の発生または拡大の防止のために必要または有益な消火活動による費用を支出した場合に、その損害防止費用をお支払いします。

セットされている特約



同居人が居住する場合の被保険者に関する特約

加入者証等に記載の建物に収容されている同居人の所有する家財が損害を受けた場合にも保険金をお支払いします。なお、この保険に自動的にセットされる借家人賠償責任補償、修理費用補償はもちろん、個人賠償責任特約についても、これらの被保険者に同居人を含めます。

※同居人とは、加入者証等に記載の被保険者と同居する者をいいます。

ただし、加入者証等に記載の建物の賃貸借契約における借主または同居人に該当する者にかぎりず。

法人等契約の被保険者に関する特約

法人等が保険申込人(ご加入者)となり、社宅等にお住まいになる従業員の方々が所有する家財を保険の対象とする特約です。保険申込人(ご加入者)の従業員等が入居者となる限りは、入居者個人の入れ替わりがあっても入替通知は不要です。

(保険申込人(ご加入者)が法人等の場合のみセットされます)

注意点

(1)「貴金属等」^(※)の補償について

「貴金属等」の損害については時価額を基準とし、補償をご希望される貴金属等の金額が100万円までの場合は、家財の保険金額とは別に自動的に補償されます。100万円を超える補償をご希望の場合は、『LIBR セーフティ補償』でのお申込みができません。100万円を超える補償をご希望の場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

※「貴金属等」とは、保険の対象である家財のうち、次のア、またはイ、の物をいいます。

ア. 貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの

イ. 稿本、設計書、図案、雛型、鋳型、木型、紙型、模型、証書、帳簿その他これらに類する物

(2)盗難の補償限度額(次のものは、以下を限度にお支払いします。)

	盗難の対象	限度額
①	貴金属等	1回の事故につき、1個または1組ごとに100万円または貴金属等の保険金額のいずれか低い額
②	通貨等、印紙、切手、乗車券等	1回の事故につき、1敷地内ごとに20万円
③	預貯金証書	1回の事故につき、1敷地内ごとに200万円または家財の保険金額のいずれか低い額

※②、③については、自己負担額を差し引かず損害の額をお支払いします。

(3)地震保険について

地震・噴火またはこれらによる津波による損害は、『LIBR セーフティ補償』では補償されません。地震保険へのご加入をご検討ください。地震保険の契約を希望される方は、別途加入申し込み頂けます。詳細は東急住宅リースまでお問い合わせください。

なお、地震保険は火災保険とセットでご契約いただく必要がございます。

●『LIBR セーフティ補償』は、賃貸住宅内収容家財一式を対象とした契約に借家人賠償責任補償をセットした「THE 家財の保険(個人用火災総合保険(賃貸住宅内収容家財))」のペットネームです。

●このパンフレットは「個人用火災総合保険(賃貸住宅内収容家財)」およびその特約の概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、「重要事項等説明書」をご覧ください。

なお、ご不明な点は、東急住宅リースまたは損保ジャパンまでお問い合わせください。

重要事項等説明書

(契約概要・注意喚起情報)

<THE 家財の保険(個人用火災総合保険賃貸住宅内収容家財)総括契約用>

この書面では、個人用火災総合保険およびこれに付帯される地震保険に関する重要な事項(「契約概要」「注意喚起情報」等)についてご説明していますので内容を十分にご確認ください。

なお、保険申込人(加入者)と被保険者が異なる場合は、被保険者となる方にもこの重要事項等説明書の内容をお伝えください。

契約概要 保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報 ご契約に際して保険申込人(加入者)および被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項

ご契約の内容は、保険種類に応じた普通保険約款・特約によって定まります。この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については普通保険約款・特約、ご契約のしおり等に記載しています。必要に応じて損保ジャパン公式ウェブサイトをご参照いただくか、取扱代理店または損保ジャパンにご請求ください。ご契約のしおりにつきましては次のURLよりご参照いただけます。

【ご契約のしおり 掲載先】 https://www.sompo-japan.co.jp/-/media/SJNK/files/kinsurance/yakkan/kasai2101_yakkan_02.pdf

更改契約のお客さまについては、前契約から契約内容が変更となる場合がございます。契約内容の変更点について十分にご確認のうえ、契約をお申し込みください。

用語のご説明	普通保険約款・特約、ご契約のしおりにも用語のご説明・定義が記載されていますので、ご確認ください。
--------	--

【約款に関する用語】

普通保険約款	基本となる補償内容、契約手続等に関する原則的な事項を定めたものです。
特約	オプションとなる補償内容など普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する事項を定めたものです。

【補償の対象(者)に関する用語】

保険契約者	損保ジャパンに保険契約の申込みをされる方で、保険料の支払義務を負う方をいいます。
被保険者	保険契約により補償を受けられる方をいいます。
保険の対象	保険契約により補償される物をいいます。

【保険の対象に関する用語】

建物	土地に定着し、屋根および柱または壁を有するものをいい、門、塀、垣、タンク、サイロ、井戸、物干、外灯設備等の屋外設備・装置を除きます。
屋外設備・装置	門、塀、垣、タンク、サイロ、井戸、物干または外灯設備等で建物に直接付属しないものをいいます。なお、擁壁および土地の崩壊を防止するための構造物ならびに庭木を含みません。
貴金属・稿本等(以下、貴金属等といいます)	保険の対象である家財のうち、次のア、またはイ、の物をいいます。 ア、貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの イ、稿本、設計書、図案、雛型、鋳型、木型、紙型、模型、証書、帳簿その他これらに類する物
預貯金証書	預金証書または貯金証書をいい、通帳および預貯金引出し用の現金自動支払機用カードを含みます。
乗車券等	鉄道、バス、船舶もしくは航空機の乗車券・航空券(定期券を除きます。)、宿泊券、観光券または旅行券をいいます。
敷地内	特別の約定がないかぎり、囲いの有無を問わず、保険の対象の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。

【評価および保険金支払に関する用語】

復旧費用	損害が生じた地および時において、保険の対象を事故発生直前の状態に復旧するために必要な費用(実際に復旧しない場合は、修理を行えば要すると認められる費用)をいい、経年により劣化した部分の復旧費用を除きます。
復旧に伴って生じた残存物	損害を受けた保険の対象を復旧する際に生じた、経済的な価値のある残存物をいいます。
新価	保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額をいいます。
再調達価額	損害が生じた地および時において保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに要する額をいいます。
時価	保険の対象の新価から使用による消耗および経過年数などに応じた減価額を控除した額をいいます。
時価額	保険の対象の再調達価額から使用による消耗および経過年数などに応じた減価額を控除した額をいいます。ただし、貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品については、その保険の対象と同等と認められる物の市場流通価額をいいます。
修理費用	借戸室を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費用をいいます。

【その他】

保険金	普通保険約款およびセットされた特約により補償される損害が生じた場合に損保ジャパンがお支払いすべき金銭をいいます。
保険金額	加入者証等に記載の保険金額をいいます。ただし、保険の対象が家財一式である場合には、貴金属等の保険金額を除いた額を家財一式の保険金額とします。
保険料	保険契約者がこの保険契約に基づいて損保ジャパンに払い込むべき金銭をいいます。

1. 契約締結前におけるご確認事項

(1) 商品の名称、仕組み

①商品の名称 **契約概要** :個人用火災総合保険(THE 家財の保険)

②商品の仕組み **契約概要** :基本となる補償、セットされる特約等は次の通りです。

基本となる補償		
家財等の補償	火災、落雷、破裂・爆発	○
	風災、雹災、雪災	○
	水災	○
	建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突など	○
	漏水などによる水濡れ	○
	騒擾・集団行動等に伴う暴力行為	○
	盗難による盗取・損傷・汚損	○
	不測かつ突発的な事故(破損・汚損等)	○
費用の補償	臨時費用	○
	地震火災費用	○
その他	借家人賠償責任	○
	修理費用 ^(注)	○



セットされる特約	
賠償の補償	個人賠償責任特約
同居人が居住する場合の被保険者に関する特約	
総括契約に関する特約	
法人等契約の被保険者に関する特約	※申込人が法人等となる場合に限る

(注)修理費用の保険金をお支払いする際は、3,000円の自己負担額が差し引かれます。

③保険契約者:東急住宅リース株式会社

④被保険者:「LIBR セーフティ補償」ご利用規約」(P12)に定めるとおりとします。

(2) 基本となる補償、保険の対象および保険金額の設定方法等

①基本となる補償 **契約概要** **注意喚起情報**

保険金をお支払いする事故の説明		保険金をお支払いできない主な場合
(ア)火災、落雷、破裂・爆発	火災、落雷または破裂・爆発をいいます。	●被保険者の故意、重大な過失または法令違反によって生じた損害 ●被保険者または被保険者側に属する者の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為によって生じた損害 ●保険の対象である家財の置き忘れまたは紛失による損害 ●保険の対象である家財が保険証券記載の建物外および屋外設備・装置外にある間に生じた事故による損害。ただし、野積みの家財を保険の対象としている場合を除きます。 ●運送業者等に託されている間に保険の対象に生じた損害 ●戦争、内乱その他これらに類似の事変または暴動による損害 ●地震・噴火またはこれらによる津波(以下「地震等」といいます。)を原因とする損壊・埋没・流失による損害 ●地震等による火災(延焼・拡大を含みます。)損害または火元の発生原因を問わず、地震等によって延焼・拡大した火災損害 ●核燃料物質に起因する事故による損害 ●保険の対象の欠陥。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって保険の対象を管理する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥を除きます。^(注1) ●保険の対象の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他類似の損害^(注1) ●ねずみ食い、虫食い等^(注1) ●保険の対象の製造者、販売者または荷送人等が、被保険者に対し法律上または契約上の責任(保証書または延長保証制度に基づく責任を含みます。)を負うべき損害 ●保険の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損(落書きを含みます。)であって、保険の対象ごとに、その保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害
(イ)風災、雹災、雪災	台風、旋風、竜巻、暴風等による風災(洪水、高潮等を除きます。)、雹災または雪災(豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩をいい、融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。)をいいます。ただし、風、雨、雪、融雪水などの吹き込み、浸み込みまたは漏入によって生じた損害については、建物または屋外設備・装置の外側の部分が風災などの事故によって破損することにとまない、その破損部分から内部に吹き込み、浸み込みまたは漏入することによって生じた損害にかぎります。 ※雪災の事故による損害が1回の積雪期において複数生じた場合であって、おのおの別の事故によって生じたことが普通保険約款の規定に基づく確認を行ってもなお明らかでないときは、これらの損害は、1回の事故により生じたものと推定します。	
(ウ)水災	台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等の水災によって、保険の対象が損害を受け、その損害の状況が次のa.またはb.のいずれかの場合をいいます。 a. 評価額の30%以上の損害が生じること b. 保険の対象である建物または保険の対象である家財を収容する建物が床上浸水を被った結果、保険の対象に損害が生じること なお、床上浸水とは、居住の用に供する部分の床(畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除きます。)を超える浸水または地盤面(床面が地盤面より下にある場合は、その床面をいいます。)より45cmを超える浸水をいいます。	
(エ)建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突など	建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒壊または建物内部での車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触をいいます。	
(オ)漏水などによる水濡れ	給排水設備に生じた事故(その給排水設備自体に生じた損害を除きます。)または被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故に伴う漏水、放水または溢水による水濡れをいいます。	
(カ)騒擾・集団行動等に伴う暴力行為	騒擾およびこれに類似の集団行動または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為をいいます。	
(キ)盗難による盗取・損傷・汚損	盗難によって保険の対象について生じた盗取、損傷、汚損をいいます。家財が保険の対象である場合において、保険証券記載の建物内における生活用の通貨等、預貯金証書等の盗難の場合は、1回の事故につき、1敷地内ごとに、下表の金額を限度として、損害額をお支払いします。	
		(注1)これらに起因する不測かつ突発的な事故(破損・汚損等)についても、保険金をお支払いすることができません。
		等

保険金をお支払いする事故の説明		保険金をお支払いできない主な場合
(ク)不測かつ突発的な事故(破損・汚損等)	不測かつ突発的な事故をいいます。ただし、(ア)から(キ)までの事故を除きます。	※不測かつ突発的な事故(破損・汚損等)については、上記のほか、以下のいずれかに該当する損害に対しても保険金をお支払いすることができません。 ●保険の対象に対する加工・修理等の作業(保険の対象が建物の場合は建築・増改築等を含みます。)上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ●偶然な外来の事故に直接起因しない、保険の対象の電気的作用に伴って発生した電氣的事故または機械の稼働に伴って発生した機械的事故に起因する損害 ●移動電話等の携帯式通信機器、ノート型パソコン・タブレット端末等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品について生じた損害 等

②お支払いする損害保険金の額 **契約概要** **注意喚起情報**

個人用火災総合保険の基本となる補償により、保険の対象に生じた損害に対して損害保険金^(注1)をお支払いします。

評価・支払基準	保険の対象	お支払いする損害保険金の額 ^(注1)
新価・実損払 (罹災時再評価)	家財一式 ^(注2) (貴金属等 ^(注3) を含む)	損害の額 ^(注4) －自己負担額 ^(注5) (保険金額の2倍(復旧費用は保険金額)を限度)

(注1) 損害保険金以外に事故によって発生する費用を保険金としてお支払いする場合があります。また、事故の区分、保険の対象またはセットされる特約によってはお支払いする損害保険金の額や支払限度額が異なる場合があります。詳しくは普通保険約款・特約をご確認ください。

(注2) 次のものは、以下を限度に補償します。

	盗難の対象	限度額
①	貴金属等	1回の事故につき、1個または1組ごとに100万円または貴金属等の保険金額のいずれか低い額
②	通貨等、印紙、切手、乗車券等	1回の事故につき、1敷地内ごとに20万円
③	預貯金証書	1回の事故につき、1敷地内ごとに200万円または家財の保険金額のいずれか低い額

※②、③については、自己負担額を差し引かず損害の額をお支払いします。

(注3) 損害の額は時価額を基準とします。

(注4) 損害の額には、保険の対象を事故発生直前の状態に復旧するために必要な費用(復旧費用)のほか、復旧に付随して発生する費用(残存物取片づけ費用、原因調査費用、損害範囲確定費用、試運転費用、仮修理費用、賃借費用、仮設物設置費用、残業勤務などの費用)を含みます。

(注5) 自己負担額は「なし」となります。ただし、不測かつ突発的な事故(破損・汚損等)の自己負担額は「1万円」となります。

③主な特約等の概要 **契約概要**

セットされている特約等およびその保険金をお支払いする場合の概要を記載しています。詳しい内容について確認を希望される場合は、損保ジャパン公式ウェブサイトをご参照いただくか、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

借家人賠償責任	借戸室が、被保険者の責めに帰すべき事由に起因する偶然な事故により損壊した場合において、被保険者が借戸室についてその貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担することにより被った損害を補償します。 (損害賠償に関する示談交渉サービスは行いません。)
修理費用	偶然な事故により、借戸室に損害が生じ、被保険者がその貸主との契約に基づきまたは緊急的 ^(注) に自己の費用で現実にこれを修理した場合(ただし、借家人賠償責任保険金を支払う場合および壁、柱、床、はり、屋根、階段等の建物の主要構造部等の修理費用を除きます)の損害を補償します。 (注) 緊急的: 借戸室での居住が困難な状態から復旧するために、応急修理が求められる状況をいいます。
個人賠償責任特約	日本国内外を問わず、被保険者が、日常生活において、他人にケガを負わせたとき、他人の物を壊したとき、日本国内で受託した財物を盗まれたとき、または誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等を運行不能にさせたときなど、偶然な事故により法律上の損害賠償責任を負担することにより被った損害を補償します。(国内の事故にかぎり損害賠償に関する示談交渉サービスを行います。)

④特約等の補償重複について **注意喚起情報**

個人賠償責任特約のご契約にあたっては、補償内容が同様の保険契約(火災保険以外の保険契約にセットされる特約や損保ジャパン以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償が重複することがあります。補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。

補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、特約の要否をご判断いただいたうえで、ご契約ください。^(注)

(注) 1契約のみに特約をセットした場合、転居等により契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、特約の補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

⑤保険の対象 **契約概要**

個人用火災総合保険の保険の対象は、日本国内にある専用住宅と併用住宅(住居および事業に併用される物件をいいます。)内に収容される家財一式^{(注1)(注2)(注3)}です。

(注1) 物置、車庫その他の付属建物に収容される家財および宅配ボックス等または宅配物は、特別の約定がない限り、家財一式に含まれます。
(注2) 次に掲げるものは、家財一式には含まれません。 - 自動車(自動三輪車および自動二輪車を含みます。なお、総排気量が125cc以下の原動機付自転車は家財一式に含まれます。) - 船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)および航空機 - 通貨等、有価証券、預貯金証書、印紙、切手、乗車券等その他これらに類する物(家財一式を保険の対象とし、盗難による盗取・損傷・汚損に対する補償を選択している場合で、生活用の通貨等、預貯金証書、印紙、切手、乗車券等に盗難による損害が生じた場合にかぎり、それらを保険の対象として取扱います。) - 商品・製品等 - 業務用の什器・備品等 - テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム等
(注3) 貴金属等について、合計100万円を超える保険金額を本保険契約にて設定することはできません。

⑥保険金額の設定 **契約概要**

個人用火災総合保険の保険金額は次のとおりお決めください。お客さまが実際に契約する保険金額については、加入申込書等の保険金額欄でご確認ください。

評価・支払基準	保険の対象	保険金額の設定
新価・実損払 (罹災時再評価)	家財一式	新価の範囲内で、保険金額を設定することができます。 ^(注)

(注) 保険の対象に家財一式を含める場合、家財一式の保険金額のほか、貴金属等を合計100万円まで補償します。

※複数の契約に分けて加入する場合は、契約をまとめて加入するよりも、保険料の合計が高くなる場合がありますのでご注意ください。

※保険の対象の価額を超えてご契約されても、その超過分はむだになります。また、複数の契約に分けて加入する場合は、すべての保険契約等の合計保険金額が保険の対象の価額を超えないようご注意ください。

⑦保険期間および補償の開始・終了時期 **契約概要** **注意喚起情報**

保険責任期間: 4年間

補償の開始: 保険責任期間の初日の午前0時(加入申込書等にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻)

補償の終了: 保険責任期間末日の午後4時

(3) 保険料の決定の仕組みと払込方法等

①保険料の決定の仕組み **契約概要**

個人用火災総合保険の保険料は、保険金額、保険期間、保険の対象の所在地・構造・建築年月等により決定されます。また、実際にご契約いただくお客さまの保険料につきましては加入申込書等でご確認ください。

②保険料の払込方法 **契約概要** **注意喚起情報**

保険料のお支払方法は、前払家賃および月例家賃と同様の方法・タイミングでお支払いいただきます。

(4) 地震保険の取扱い **契約概要** **注意喚起情報**

この契約では、地震保険のお申込みはできません。地震保険のご契約を希望される場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

(5) 満期返れい金・契約者配当金 **契約概要**

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

2. 契約締結時におけるご注意事項

(1) 告知義務 **注意喚起情報** (加入申込書等の記載上の注意事項)

保険申込人(加入者)または被保険者には、ご契約時に告知事項について事実を正確に申し出いただく義務(告知義務)があります。告知事項とは「危険に関する重要な事項」のうち、加入申込書等の記載事項とすることによって、損保ジャパンが告知を求めた事項になります。告知事項につきましては、加入申込書等において★印をつけていますので、告知内容に誤りがないよう十分ご注意ください。

なお、ご契約時にお申し出いただいた内容が事実と相違している場合は、保険契約が解除されたり、事故の際に保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

【告知事項】※ご契約の内容により告知事項は異なります。

保険の対象の所在地、家財一式を収容する建物の構造、面積、用法、他の保険契約等

(2) クーリングオフについて **注意喚起情報**

この保険は東急住宅リース株式会社を保険契約者とする総括契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

3. 契約締結後におけるご注意事項

(1) 通知義務等 **注意喚起情報**

- ご契約後に次の事実が発生した場合には、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。
ご連絡がない場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

【通知事項】

- ・家財一式を収容する建物の構造または用途を変更した場合
- ・保険の対象を他の場所に移転した場合
- ・前記2(1)の告知事項に掲げる項目(他の保険契約等は除きます。)に変更があった場合

- 通知事項に掲げる事実が発生し、次のいずれかに該当する場合には、お引受けを継続することができないため、ご契約を解除いたしますので、ご注意ください。

なお、この場合において損保ジャパンの取り扱い他の商品でお引受けできるときは、ご契約を解約した後、新たにご契約いただくことができますが、この商品と補償内容が異なる場合があります。

- ・家財一式を収容する建物に住居部分がなくなったとき
- ・日本国外に保険の対象が移転したとき

- ご契約後、次の事実が発生する場合には、ご契約内容の変更等が必要となります。

- ・保険の対象を譲渡する場合^(注1)
- ・加入申込書等記載の住所や通知先を変更した場合^(注2)

(注1) ご契約の継続を希望される場合は、事前に取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。事前にご連絡がない場合は、ご契約は効力を失います。

(注2) ご連絡いただけない場合は、重要なお知らせやご案内ができなくなります。

- 上記以外の変更を希望される場合であっても、その内容によっては、ご契約を継続することができない場合があります。

(2) 中途脱退と中途脱退時の返れい金等 **契約概要** **注意喚起情報**

- この保険から脱退(解約)される場合は、東急住宅リースにご連絡ください。脱退(解約)に際して、既経過期間(保険責任期間の初日からすでに過ぎた期間)に相当する月割保険料について未払分がある場合は、これをご精算いただきます。なお、脱退(解約)に際して、返れい金のお支払いはありません。

(3) 重大事由による解除

次に該当する場合、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできない場合があります。

- 保険契約者または被保険者が保険金を支払わせることを目的として損害または費用を生じさせた場合
- 保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合 等

その他ご留意いただきたいこと

(1) 取扱代理店の権限 **注意喚起情報**

取扱代理店は、損保ジャパンとの委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店にお申し込みいただき有効に成立したご契約は、損保ジャパンと直接契約されたものとなります。

(2) 保険会社破綻時等の取扱い **注意喚起情報**

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。火災保険については、ご契約者が個人、小規模法人（引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。）またはマンション管理組合である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・返れい金等の8割まで（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。なお、地震保険については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・返れい金の全額が補償されます。損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

(3) 個人情報の取扱いについて **注意喚起情報**

損保ジャパンは、本契約に関する個人情報、保険引受・支払いの判断、本契約の履行、付帯サービスの提供、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、アンケートの実施、等を行うこと（以下、「当社業務」といいます。）に利用します。また、下記①から④まで、当社業務上必要とする範囲で、取得・利用・提供または登録を行います。

- ① 損保ジャパンが、当社業務のために、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、等に提供を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。なお、これらの者には外国にある事業者等を含みます。
 - ② 損保ジャパンが、保険制度の健全な運営のために、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、他の損害保険会社、等に提供もしくは登録を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。
 - ③ 損保ジャパンが、再保険契約の締結や再保険金等の受領のために、国内外の再保険会社等に提供を行うこと（再保険会社等から他の再保険会社等への提供を含みます。）があります。
 - ④ 損保ジャパンが、国内外のグループ会社や提携先会社に提供を行い、その会社が取り扱う商品・サービスの案内・提供およびその判断等に利用することがあります。
- なお、保健医療等のセンシティブ情報（人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪被害事実等の要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。損保ジャパンの個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）、グループ会社や提携先会社、等については損保ジャパン公式ウェブサイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）をご覧ください。

(4) 事故が起こった場合

保険金の請求を行うときには、保険金請求書に加え、普通保険約款・特約に定める書類のほか所定の書類をご提出いただく場合があります。詳細はご契約のしおりに記載の書類等をご確認ください。

その他のご確認事項

お申し込みの内容がお客様のご意向に沿ったものかどうか、契約内容をよくご確認ください。
重要事項等説明書（1. 契約締結前におけるご確認事項）について、以下も合わせてご確認ください。

<費用保険金>

損害保険金の他に、次の費用保険金をお支払いします。

費用の区分	保険金をお支払いする場合	お支払いする費用保険金の額
地震火災費用保険金	地震もしくは噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする火災によって保険の対象である家財が損害を受け、その家財を収容する建物（共同住宅である場合は、その家財を収容する戸室）が半焼以上となったとき ^(注1) 、またはその家財が全焼となったとき ^(注2) 。（地震等により保険の対象が滅失した後に火災による損害が生じた場合を除きます。）この場合において、損害の状況の認定は、保険の対象である家財を収容する建物ごとに行います。 （注1）建物が半焼以上となったとき 建物の主要構造部の火災による損害の額から復旧に付随して発生する費用を除いた額が、その建物の再調達価額の20%以上となった場合、または建物の焼失した部分の床面積のその建物の延べ床面積に対する割合が20%以上となった場合をいいます。 （注2）家財が全焼となったとき 家財の火災による損害の額から復旧に付随して発生する費用を除いた額が、その家財の再調達価額の80%以上となった場合をいいます。この場合における家財には貴金属等は含みません。	保険金額×5%
臨時費用保険金	損害保険金が支払われる場合に、損害保険金とは別にお支払いします。	損害保険金×10% （1回の事故につき、1敷地内ごとに100万円または保険金額×10% ^(注) のいずれか低い額が限度） （注）保険金額×10%は損害保険金をお支払いする保険の対象ごとにそれぞれ算出します。
損害防止費用	保険契約者または被保険者が火災、落雷、破裂または爆発による損害の発生または拡大の防止のために必要または有益な（ア）から（ウ）までの費用を支出した場合に、その損害防止費用の実費をお支払いします。ただし、地震もしくは噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする火災による損害の発生または拡大の防止のために支出した費用は負担しません。 （ア）消火活動に費消した消火薬剤等の再取得費用 （イ）消火活動に使用したことにより損傷した物（消火活動に従事した者の着用物を含みます。）の修理費用または再取得費用 （ウ）消火活動のために緊急に投入された人員または器材にかかる費用（人身事故に関する費用、損害賠償に要する費用または謝礼に属するものを除きます。）	実費

<条項・特約について>

損害保険金の他に、次の条項・特約に応じた保険金をお支払いします。保険金をお支払いできない主な場合についても、次頁でご確認ください。

条項・特約の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする費用保険金・特約保険金等の額
借家人賠償責任	借戸室が、被保険者 ^(注) の責めに帰すべき事由に起因する偶然な事故により、損壊した場合において、被保険者が借戸室についてその貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合 （注）被保険者が未成年者または責任無能力者である場合は、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって被保険者を監督する方（被保険者の親族にかぎります。）を含みます。ただし、被保険者に関する事故にかぎります。 ※損害賠償に関する示談交渉サービスは行いません。	①損害賠償金、 ②訴訟費用、弁護士費用など （1回の事故につき、①は加入者証等に記載の保険金額を限度に、②は全額 ^(注) をお支払いします。） （注）損害賠償金の額が保険金額を超える場合は、保険金額の損害賠償金の額に対する割合によって②の費用をお支払いする場合があります。

（次頁へつづきます）

条項・特約の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする費用保険金・特約保険金等の額
修理費用	偶然な事故により、借戸室に損害が生じ、被保険者がその貸主との契約に基づきまたは緊急的 ^(注) に、自己の費用で現実にこれを修理した場合。ただし、借家人賠償保険金を支払う場合および壁、柱、床、はり、屋根、階段等の建物の主要構造部および居住者共用部分の修理費用を除きます。 (注)借戸室での居住が困難な状態から復旧するために、応急修理が求められる状況をいいます。	実費(1回の事故につき、修理費用の額から加入者証等に記載の自己負担額を差し引いた額をお支払いします。ただし、加入者証等記載の保険金額を限度とします。)※上記にかかわらず、借戸室の専用水道管が凍結によって損壊を受け、これを修理した場合の修理費用については、損保ジャパンが1回の事故につき支払うべき保険金の額は、修理費用または10万円のいずれか低い額とします。
個人賠償責任特約	被保険者 ^(注) が、日本国内外において発生した以下のいずれかに該当する偶然な事故により、他人にケガを負わせたり、他人の財物を損壊したり、日本国内で受託した財物を盗み取られたり、または電車等を運行不能にさせた結果、法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合 ●被保険者の居住の用に供される住宅(別荘等一時的に居住の用に供される住宅を含みます。)または加入者証等記載の建物の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 ●被保険者の日常生活に起因する偶然な事故 (注)被保険者とは、記名被保険者、その配偶者またはこれらの方の同居の親族・別居の未婚の子をいいます。これらの方が責任無能力者の場合(記名被保険者が未成年者の場合を含みます。)、その親権者やその他の法定の監督義務者等を含みます(ただし、記名被保険者およびその責任無能力者に関する事故にかぎります。)。※国内の事故にかぎり損害賠償に関する示談交渉サービスを行います。	①損害賠償金、 ②訴訟費用、弁護士費用など (1回の事故につき、①は加入者証等に記載の保険金額を限度に、②は全額 ^(注) をお支払いします。) (注)損害賠償金の額が保険金額を超える場合は、保険金額の損害賠償金の額に対する割合によって②の費用をお支払いする場合があります。

条項・特約の種類	保険金をお支払いできない主な場合
借家人賠償責任 修理費用	●借戸室が次の(1)から(8)までのいずれかに該当する事由によって損壊した場合において、被保険者が被った損害に対しては、借家人賠償保険金をお支払いできません。 (1) 保険契約者、被保険者 ^(注1) またはこれらの者の法定代理人の故意 (2) 被保険者の心神喪失または指図 (3) 借戸室の改築、増築、取りこわし等の工事。ただし、被保険者が自己の労力をもって行った仕事による場合を除きます。 (4) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動 ^(注2) (5) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波 (6) 核燃料物質 ^(注3) もしくは核燃料物質 ^(注3) によって汚染された物 ^(注4) の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故 (7) (6)以外の放射線照射または放射能汚染 (8) (4)から(7)までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故 ●次の(1)または(2)のいずれかに該当する事由によって生じた修理費用に対しては、保険金をお支払いできません。 (1) 保険契約者、被保険者、借戸室の貸主 ^(注5) またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反 (2) (1)に規定する者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者 ^(注6) またはその者 ^(注6) の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。 ●次の(1)から(5)までのいずれかに該当する事由によって生じた損害を受けた結果生じた修理費用に対しては、保険金をお支払いできません。 (1) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動 (2) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波 (3) 核燃料物質 ^(注3) もしくは核燃料物質 ^(注3) によって汚染された物 ^(注4) の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性による事故 (4) (3)以外の放射線照射または放射能汚染 (5) (1)から(4)までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故 ●発生原因がいかなる場合でも、次の(1)から(13)までのいずれかに該当する借戸室の損壊による損害または修理費用に対しては、借家人賠償保険金および修理費用保険金をお支払いできません。(ただし、借家人賠償保険金については、(3)および(13)を除きます。) (1) 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損壊。ただし、消防または避難に必要な処置によって生じた損壊を除きます。 (2) 借戸室の使用もしくは管理を委託された者または被保険者と生計を共にする親族の故意に起因する損壊。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的でなかった場合を除きます。 (3) 借戸室に対する加工・修理等の作業(借戸室の建築、増改築作業等を含みます。)上の過失または技術の拙劣に起因する損壊 (4) 偶然な外来の事故に直接起因しない、借戸室の電気的作用に伴って発生した電気的事故または機械の移動に伴って発生した機械的事故に起因する損害 (5) 保険の対象の製造者、販売者または荷送人等が、被保険者または貸主に対し法律上または契約上の責任 ^(注7) を負うべき損害 (6) 詐欺または横領によって借戸室に生じた損壊 (7) 土地の沈下、隆起、移動、振動等に起因する損壊 (8) 借戸室の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損(落書きを含みます。)であって、借戸室が有する機能の喪失または低下を伴わない損壊 (9) 雨漏りおよび風、雨、雪、雹、砂塵、融雪水その他これらに類するものの吹き込み、浸み込みまたは漏入により生じた損壊。ただし、借戸室の外側の部分 ^(注8) が風災 ^(注9) 、震災または雪災 ^(注10) の事故によって破損し、その破損部分からこれらが借戸室の内部に吹き込み、浸み込みまたは漏入したことによって生じた損壊を除きます。 (10) 電球、プラウン管等の管球類に生じた損壊。ただし、借戸室の他の部分と同時に損壊が生じた場合を除きます。 (11) 借戸室の自然の消耗もしくは劣化 ^(注11) または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損壊その他類似の損壊またはねずみ食い、虫食い等に起因する損壊 (12) 借戸室の欠陥に起因する損壊。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって借戸室を管理する者が相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥を原因とする事故による損壊を除きます。 (13) 専用水道管のパッキングのみに生じた損壊 (注1) 保険契約者、被保険者 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。 (注2) 暴動 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。 (注3) 核燃料物質 使用済燃料を含みます。 (注4) 核燃料物質 ^(注3) によって汚染された物 原子核分裂生成物を含みます。 (注5) 保険契約者、被保険者、借戸室の貸主 保険契約者、被保険者または借戸室の貸主が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。 (注6) その者((1)に規定する者以外の保険金を受け取るべき者) (1)に規定する者以外の保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。 (注7) 契約上の責任 保証書または延長保証制度に基づく製造者、販売者または荷送人等の責任を含みます。 (注8) 借戸室の外側の部分 外壁、屋根、開口部等をいい、窓、扉を含みます。 (注9) 風災 台風、旋風、竜巻、暴風等をいい、洪水、高潮等を除きます。 (注10) 雪災 豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩をいい、融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。 (注11) 自然の消耗もしくは劣化 日常の使用に伴う磨耗、消耗または劣化を含みます。

条項・特約の種類	保険金をお支払いできない主な場合
個人賠償責任特約	(1) 次の①から⑦までのいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金をお支払いできません。 ① 保険契約者^(注1)、被保険者の故意またはこれらの者の法定代理人の故意 ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動 ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ④ 核燃料物質^(注2)もしくは核燃料物質^(注2)によって汚染された物^(注3)の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故 ⑤ ④以外の放射線照射または放射能汚染 ⑥ 環境汚染 ⑦ ②から⑥までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故 (2) 被保険者が次の①から⑨までのいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、保険金をお支払いできません。 ① 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物が受託品でない場合は、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任 ② 第5条(被保険者の範囲)に定める者およびこれらの者の同居の親族に対する賠償責任 ③ 被保険者の業務(家事を除きます。)に従事中の使用人が被った身体の障害によって生じた賠償責任 ④ 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任 ⑤ 被保険者の職務遂行に直接起因する賠償責任 ⑥ もっぱら被保険者の職務の用に供される動産または不動産^(注4)の所有、使用または管理に起因する賠償責任 ⑦ 被保険者の心神喪失に起因する賠償責任 ⑧ 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する賠償責任 ⑨ 航空機、船舶および車両^(注5)または空気銃以外の銃器の所有、使用または管理に起因する賠償責任 (3) 被保険者が負担する罰金、違約金および懲罰的賠償金に対しては、保険金をお支払いできません。 (4) 次の①から⑯までのいずれかに該当する受託品の損壊または盗取によって生じた損害に対しては、保険金をお支払いできません。 ① 自動車^(注6)、原動機付自転車、船舶^(注7)、航空機^(注8)、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品^(注9) ② 自転車、ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品^(注9) ③ 動物、植物等の生物 ④ 稿本、設計書、図案、証書^(注10)、帳簿その他これらに類する物 ⑤ 通貨、小切手、印紙、切手、商品券、預貯金証書^(注11)、手形その他の有価証券その他これらに類する物 ⑥ クレジットカード、ローンカード、プリペイドカード、その他これらに類する物 ⑦ 貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董とう、彫刻物その他の美術品 ⑧ データ、ソフトウェアまたはプログラム等の無体物 ⑨ 商品・製品等、業務の目的のみに使用される設備・什器等 ⑩ 業務を行う者がその業務に関連して預託を受けている物 ⑪ 所持することが日本国の法令に違反する物 ⑫ 不動産^(注12) ⑬ 門、塀もしくは垣または物置、車庫その他の付属建物 ⑭ 被保険者が次に掲げる運動等を行っている間のその運動等のための用具 山岳登山^(注13)、リュージュ、ポブスレー、スケルトン、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機^(注14)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動 ⑮ 受託した地および時における受託品の価額が1個もしくは1組または1対^(注15)で100万円を超える物^(注16) ⑯ その他下欄記載の物 ・移動電話等の携帯式通信機器、ノート型パソコン、タブレット端末等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品 ・義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡、補聴器その他これらに類する物およびサングラス ・ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品 ・漁具 (5) 受託品の損壊または盗取について、次の①から⑧までのいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金をお支払いできません。 ① 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ② 被保険者に引き渡される以前から受託品に存在した欠陥 ③ 差し押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使。ただし、次のア. またはイ. のいずれかに該当する場合は保険金を支払います。 ア. 火災消防または避難に必要な処置としてなされた場合 イ. 施錠された被保険者の手荷物、空港等における安全確認検査等の目的でその錠を壊された場合 ④ 自然の消耗、劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱、自然発火、自然爆発その他これらに類似の事由またはねずみ食い、虫食い等 ⑤ 偶然な外来の事故に直接起因しない、受託品の電気の作用に伴って発生した電気の事故または機械の稼働に伴って発生した機械的事故 ⑥ 建物外部から内部への雨、雪、雹、みぞれ、あられまたは融雪水の浸入または吹き込み ⑦ 受託品の置き忘れ^(注17)または紛失^(注18) ⑧ 詐欺または横領 (6) 受託品の損壊または盗取について、被保険者が次の①から③までのいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、保険金をお支払いできません。 ① 受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊または盗取に起因する損害賠償責任 ② 直接であると間接であると問わず、被保険者がその受託品を使用不能にしたことに起因する損害賠償責任^(注19) ③ 受託品について、通常必要とされる取扱い上の注意に著しく反したこと、または、本来の用途以外に受託品を使用したことに起因する損害賠償責任 (7) 被保険者が受託品に対して正当な権利を有していない者に対して損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、保険金をお支払いできません。 (注1) 保険契約者 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。 (注2) 核燃料物質 使用済燃料を含みます。 (注3) 核燃料物質^(注2)によって汚染された物 原子核分裂生成物を含みます。 (注4) 不動産 住宅の一部がもっぱら被保険者の職務の用に供される場合は、その部分を含みます。 (注5) 船舶および車両 次の①から③までのいずれかに該当するものを除きます。 ① 主たる原動力が人力であるもの ② ゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カート ③ 身体障害者用車椅子および歩行補助車で、原動機を用いるもの (注6) 自動車 自動三輪車および自動二輪車ならびに被けん引車を含みます。また、ゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カートを除きます。 (注7) 船舶 コット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。 (注8) 航空機 飛行機、ヘリコプター、グライダー、飛行船、超軽量動力機^(注14)、ジャイロプレーンをいいます。 (注9) 付属品 実際に定着^(注20)または装備^(注21)されているか否かを問わず、定着^(注20)または装備^(注21)することを前提に設計、製造されたものをいいます。 (注10) 証書 公正証書、身分証明書等の一定の事実または権利義務関係を証明する文書をいいます。なお、旅券および運転免許証を含みます。 (注11) 預貯金証書 通帳および預貯金引出し用の現金自動支払機用カードを含みます。 (注12) 不動産 量、建具その他これらに類する物および電気・ガス・暖房・冷房設備その他の付属設備を含みます。 (注13) 山岳登山 ビッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものおよびロッククライミング^(注22)をいい、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングを除きます。

条項・特約の種類	保険金をお支払いできない主な場合
個人賠償責任特約	(注14)超軽量動力機　　モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機を除きます。 (注15)1個もしくは1組または1対　　付属品 ^(注8) を含みます。 (注16)1個もしくは1組または1対 ^(注15) で100万円を超える物　　ゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カートを除きます。 (注17)置き忘れ　　保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいます。 (注18)置き忘れ ^(注17) または紛失　　置き忘れ ^(注17) または紛失後の盗難を含みます。 (注19)受託品を使用不能にしたことに起因する損害賠償責任　　収益減少に基づく損害賠償責任を含みます。 (注20)定着　　ボルト、ナット、ねじ等で固定されており、工具等を使用しなければ容易に取りはずせない状態をいいます。 (注21)装備　　備品として備え付けられている状態をいいます。 (注22)ロッククライミング　　フリークライミングを含みます。

※「LIBR セーフティ補償」においては、下記の規約が適用されます。必ずご確認ください。

「LIBR セーフティ補償」ご利用規約

第1条(目的)

- 「LIBR セーフティ補償」(以下、「本サービス」とします。)は東急住宅リース株式会社(以下、「当社」とします。)が賃貸又は管理する物件の入居者に対して提供するサービスです。
- 本サービスは、居住用の物件であること、当社が家賃収納管理を行うこと、保険加入に関する制限がないことなどの条件を満たした物件(以下、「対象物件」とします。)を対象とします。
- 安心で快適な賃貸生活を送るうえでお役立ていただける補償の提供を目的としています。
本サービスのご利用については、「LIBR セーフティ補償」ご利用規約(以下、「本規約」とします。)に定める内容を承諾のうえでご利用いただきます。

第2条(サービス内容)

- 本サービスは、対象物件へ入居するにあたり、日々の暮らしの中で生じるさまざまなリスクに備えて、当社が推奨する最低限度の補償を幅広く提供する入居者専用サービスです。
- 本サービスにより、対象物件の入居者は、万一の事故(火災や漏水による水濡れなど)が発生した場合に、各種補償(家財の補償や対象物件の賃貸人・その他の第三者に対する賠償責任の補償など)を受けることができます。
本サービスは当社が保険契約者となり、損害保険ジャパン株式会社(以下、「提供会社」とします。)との間で総括契約に関する特約をセットした個人用火災総合保険契約(以下、「総括保険契約」とします。)を締結し、入居者を当該保険契約の被保険者および保険金受取人とします。

第3条(契約の成立)

- 本サービスの利用契約(以下、「利用契約」とします。)は、以下の条件を満たした場合に成立するものとします。
 - ①対象物件の賃貸借契約(以下、「原契約」とします。)の締結にあたり、原契約の借主(以下、「借主」とします。)が本規約を予め承諾したうえで本サービスを利用することに同意し、原契約を締結すること。
 - ②原契約とは別に、当社所定の方法で本サービスのお申し込みをいただくこと。
- 本サービスは原契約で定められた物件(以下、「本物件」とします。)の入居者に対して提供します。
- 総括保険契約の被保険者は、本物件に居住する入居者(以下、「入居者」とします。)とし、原契約に基づき予め申告し当社が認めた者とします。
- 原契約を解約せずに入居者が本物件を退去する場合、借主はその事実が判明した時点で速やかに当社へ通知するものとし、新たな入居者を申告するものとします。

第4条(加入料)

- 本サービスの加入料(保険料相当額)は、原契約に明示するとおりとし、利用の開始日又は終了日が月の途中であった場合、加入料の日割り計算は行わず1ヶ月分の加入料をお支払いいただきます。
なお、加入料は総括保険契約において定められた月払保険料と同額とします。
- 加入料は原契約の定めに従い、月払いにてお支払いいただきます。
又、加入料については、毎月1日から末日までを、実日数にかかわらず1ヶ月とします。
- 加入料の求償権は、原契約において賃料等の求償権を有する者に加えて当社が有します。

第5条(サービスの適用期間)

- 本サービスの適用期間は、原契約開始日の0時、もしくは本サービスご加入手続き用のWEBサイト又は本サービスの加入依頼書等に表示される日時のいずれか遅いときを適用開始日とし、適用開始日の4年後の午後4時を適用終了日とします。
- 借主が原契約を解約した場合、当社が本物件に対し賃貸又は管理する地位を喪失した場合、又は本物件が対象物件でなくなった場合、その日の24時に利用契約は終了するものとします。
尚、本条により利用契約が月の途中で終了した場合でも加入料の日割り計算は行わず1ヶ月分の加入料をお支払いいただきます。

第6条(利用契約の解約)

- 借主からの利用契約の解約は、当社が指定する書面の提出により行うものとします。
- 利用契約を解約する場合の解約日は、当社が指定する書面のすべてを当社が受領した日から2ヶ月経過した日の属する月の末日とします。

第7条(サービスの利用停止及び終了)

- 次の各号に定める事項に該当する場合、本サービスの提供を停止するものとします。
 - ①借主が原契約に定める加入料の支払いを遅滞した場合
 - ②入居者が本物件を退去した場合。ただし、原契約を解約せずに入居者が本物件を退去した場合で、退去後速やかに新たな入居者が入居する場合はこの限りではありません。
 - ③借主又は入居者が本規約又は原契約に違反した場合
- 当社は、借主および入居者の承諾又は事前通知なく本サービスを中止・終了させることができます。
尚、本条により利用契約が月の途中で終了した場合でも、加入料の日割り計算は行わず1ヶ月分の加入料をお支払いいただきます。
- 本条第1項又は第2項により発生した損害に関し、当社および提供会社は一切の責任を負いません。

第8条(免責)

借主又は入居者が総括保険契約に定める約定に違反した場合、もしくは免責事項に該当した場合には、損害保険契約が解除され、もしくは保険金を受け取れないことがあります。

第9条(管轄裁判所に関する合意)

借主及び入居者は、利用契約について紛争が生じたときは、日本国法令に基づいて解釈し、訴額等に応じ、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とすることに合意したものとします。

第10条(規約の変更)

- 当社は、本規約の変更をすることができるものとします。
- 当社は前項に基づき本規約を変更する場合は、当社ホームページ(<https://www.tokyu-housing-lease.co.jp>)に変更内容および変更日を公表するとともに、必要に応じて、その他の方法で通知又は公表するものとします。なお、前項に基づき本規約を変更する場合は、当社は通知又は公表を30日以上前に行います。

インターネット契約の手引き

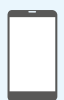
- ーこのサービスは、どこからでもインターネットを利用し火災保険のお手続きが可能です。
- ーお手続きはインターネット契約上で完結するため、加入申込書の返送もありません。

お 手 続 き

お手続きにあたっての注意点

- お手続きに際し、「保険契約内容」画面に誤りがあった場合は、当パンフレットの裏表紙に記載のお問い合わせ先までお申し出ください。
- お手続き時点で満20歳未満の方はお手続きを頂くことができません。
- ご契約お手続きは、この画面上で完了しますので、捺印などはいただきません。ご契約の内容は、この画面上でダウンロードいただく加入者証にてご確認ください。
- 次のご契約は、お手続きをいただくことができません。
 - ・100万円を超える貴金属等の補償を希望される場合
 - ・地震保険のセットを希望される場合
 - ・ご契約いただく保険の対象に、別の火災保険契約や共済契約などが既に契約されている場合
 - ・被保険者(補償を受けられる方)と特約などの被保険者が異なる場合 など
- 推奨するブラウザ(最新のバージョンでのご利用をお願いします)
 - ・PCをご利用の場合：Microsoft Edge、Internet Explorer、Firefox、Google Chrome、Safari
 - ・スマートフォンをご利用の場合：Google Chrome、Safari

STEP 1 東急住宅リース LIBRセーフティ補償お手続き専用ページへアクセス



スマートフォンから

QRコードから

〈東急住宅リース LIBRセーフティ補償お手続き専用ページ〉へアクセスしてください。



パソコンから <http://libre-safety-compensation.tokyu-housing-lease.co.jp/>

または で検索し、〈東急住宅リース LIBRセーフティ補償 お手続き専用ページ〉へアクセスしてください。



このバナーをクリック



ピンクの封筒の画像(バナー)をクリック

STEP 2 「契約番号」と「電話番号」でログイン

契約番号と電話番号を入力したら

ここをクリック

契約番号と電話番号は東急住宅リースよりお渡しする「ID/パスワードのご案内」をご確認ください。

STEP 3 保険契約内容画面の表示内容を確認

本画面の項目に誤りがある場合は、東急住宅リースまでお問い合わせください。

お申込人情報や物件の情報、補償内容等をご確認いただき、問題無ければ
ここをクリック

の 流 れ

STEP 4 重要事項等説明～お申込み

重要事項等説明書を必ずダウンロードし、内容のご確認をお願いします。

その他確認事項をチェック、申込人が法人等の場合は、実際にお手続きを実施している方の部署とお名前を入力ください。

上記の確認が終わるとボタンが活性化するので、**ここをクリック**

【ご注意】

重要事項等説明書は大切な書類となりますので、**必ずダウンロードし保管ください。**

また、**重要事項等説明書を閉じる際はPDFのみ閉じてください。**
ブラウザごと閉じてしまうと、お手続きが完了しません。

STEP 5 「加入者証」のダウンロード

こちらより加入者証をダウンロードしてください。

ご加入を証明する書類ですので大切に保管してください。

※追加の補償をご希望されない場合はこれで手続き完了です。ブラウザのタブを閉じて終了してください。

LIBRセーフティ補償に追加の補償をご希望の場合はこちらよりお問い合わせください。
(東急住宅リースとは別の代理店からのご案内となります)

なお、破線内の「建物情報PDF」をダウンロードいただきますと、お見積り申込みフォームへの入力の際に必要な建物情報等をご確認いただけますので、適宜ご利用ください。

追加の補償についてご確認いただきましたらブラウザのタブを閉じて終了してください。

万一事故にあわれたら(事故発生時のご連絡について)

ご連絡要領

事故が起こった場合は、下記窓口までご連絡ください。
取扱代理店または損保ジャパンより追ってご連絡させていただきます。

インターネットでのご連絡の際には下記の項目が必要となりますので、控えておいてください。

●契約者との関係

契約者は入居物件の管理会社

※インターネットのフォーム上にて、「ご契約者さまとの関係」>「その他」欄に記載ください。

●保険証券番号

保険責任期間の始期日、申込人の個人法人区分によって異なりますので、該当する箇所に○をつけてください。

		申込人の個人／法人 区分 (加入者証の左上に記載がございます)	
		個人	法人
保険責任期間の始期日 (加入者証の左側中段 に記載がございます)	2021年10月1日 ～2022年9月30日の間	(2291404147)	(2291404148)
	2022年10月1日 ～2023年9月30日の間	(2291404149)	(2291404150)

●契約番号

契約番号は加入者証の左上に記載がございます。
ご不明の場合は、東急住宅リースにお問い合わせください。

※インターネットのフォーム上にて、「その他当社へのご連絡事項」欄に記載ください。

【インターネットでの事故のご連絡】

事故発生のご連絡は、「簡単・便利」なインターネットでのご連絡をお願いいたします。

<https://www.sompo-japan.co.jp/covenanter/acontact/entry/>



損保ジャパン 火災事故

検索

【事故サポートセンター】 **0120-727-110** [受付時間] 24時間365日

サポートセンターへご連絡いただく際には・・・

- 上記の「保険証券番号」を必ずご確認ください。
- 契約者名は「東急住宅リース株式会社」とお伝えください。

*事故のご連絡のこと以外でご不明点がある場合は、下記のお問い合わせ先までご連絡ください。

引受保険会社



損害保険ジャパン株式会社

企業営業第五部第三課
〒103-8255 東京都中央区日本橋2-2-10
Tel:03-3231-4153
[受付時間]9:00～17:00(土日祝、12/31～1/3を除く)
<公式ウェブサイト> <https://www.sompo-japan.co.jp/>

SOMPOグループの一員です。

お問い合わせ先(事故のご報告以外)
[取扱代理店]



東急住宅リース株式会社

保険チーム
〒163-0925 東京都新宿区西新宿2-3-1 新宿モノリス
Tel.03-6901-6454 E-mail: libre-safety@tokyu-hl.jp
【受付時間】平日 9:30～18:00(土日祝日・年末年始・その他特定日は休業)
※受付時間は予告なく変更となる場合があります

SJ21-02042(2021/05/27)